

新規口座を開設するお客様へのお願い

近年「振り込め詐欺」等の金融犯罪が多発し、大きな社会問題となっています。

当 J A では、口座を利用した犯罪の防止を目的に、新規口座を開設するお客様に対し、以下のような対応をさせていただく場合があります。

お客様にはご不便、お手数をおかけいたしますが、「犯罪収益移転防止法」による厳格な本人確認と併せ、新規口座開設時の取扱にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆ 当 J A で口座開設をする目的や口座のご利用方法について、通常よりお時間をいただいで確認させていただく場合があります。
- ◆ 口座の利用目的に応じ、追加書類の提示・提出をお願いする場合があります。
また、勤務先の住所や電話番号等について確認させていただき、必要に応じて勤務先に在籍等の確認をさせていただく場合があります。
- ◆ 各種書面へのご記入、ご回答の状況等に基づき、やむを得ず新規の口座開設をお断りさせていただく、または口座開設に数日のお時間をいただく可能性があります。
- ◆ 口座開設時に口座名義人となるご本人以外の方がご来店された場合、ご本人の本人確認書類に加え、ご来店された方にも本人確認書類のご提示をお願いするほか、ご本人との関係およびご本人に代わりお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

口座の売買・譲渡は犯罪です。絶対に行わないでください。

- 口座売買・譲渡は、1 年以下の懲役・100 万円以下の罰金またはその両方が科されます^(※)。
- 売買・譲渡された口座は振り込め詐欺、ネットショッピング詐欺など、様々な犯罪で悪用される危険があります。
- 口座の売買・譲渡が判明した場合は口座を解約します。さらに将来にわたって銀行取引ができなくなるおそれがあります。
- お取引時の確認について虚偽の申告をすることは、法律により禁止されています。^(※)

(※)「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき罰則が科せられます。